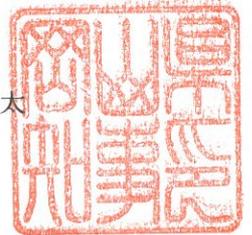


令和 7 年度 ICT ガバナンス支援業務公募要領
(技術提案実施公告)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 7 年 3 月 6 日

岡山県知事 伊原木 隆太



1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度 ICT ガバナンス支援業務
- (2) 業務の内容 別紙「令和 7 年度 ICT ガバナンス支援業務委託仕様書」のとおりに従う
- (3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 事業費 12,461,977 円以内
(消費税及び地方消費税(10%)の額を含む。)

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案の公告日から委託候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類 8「情報・通信サービス」の格付区分が「A」であり、かつ、小分類 2「システム等開発・改良」、小分類 6「情報セキュリティサービス」又は小分類 8「情報・通信サービスに係る調査」に登録があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日制定）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電話番号 086-226-7266

ファクシミリ番号 086-235-9737

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書及び様式等の配付期間及び場所

ア 配布期間

本公告の日から令和7年3月11日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県総務部デジタル推進課ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>

からダウンロードすることもできる。

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班 最適化担当 宛

(2) 技術提案参加表明方法

ア 提出書類

令和7年度 ICT ガバナンス支援業務委託参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）

イ 提出期限

令和7年3月11日（火）午後5時（必着）

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、イの提出期限までに必着のこと。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

参加申込書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月14日（金）までに結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和7年3月11日（火）午後5時（必着）

イ 受付方法

「公募要領及び仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）によりファクシミリ又は電子メール（電子メールの場合は様式第2号をファイルにより添付）で送信すること。

電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電子メールアドレス：saitekika@pref.okayama.jp

ファクシミリ番号：086-235-9737

「公募要領及び仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認用電話番号（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

エ 回答方法

本公告を掲載したウェブサイト回答を掲載する。

ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること又は前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は、回答方法を変更する場合があります。

5 技術提案

(1) 技術提案書の提出

技術提案参加者は、「令和7年度ICTガバナンス支援業務提案書作成要領」(別紙1)により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

令和7年3月21日(金)午後5時(必着)

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

- ・提案書(正本1部、副本5部※)
- ・ICTガバナンス支援業務見積書(正本1部、副本5部※)
- ・情報セキュリティ対策の次期モデル移行に伴う情報システム審査業務見積書(正本1部、副本5部※)

※電子データを別途下記宛先に電子メールで送付すること。

電子メール宛先: saitekika@pref.okayama.jp

エ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。)

(2) 技術提案書の説明

技術提案参加者は、(1)により提出した書類について、次のとおり説明を行わなければならない。

ア 説明日

令和7年3月28日(金)

※時刻等の詳細は、追って技術提案参加者に連絡する。

イ 説明時間

30分以内(時間の超過は認めない。)。このほか、岡山県からの質疑及びこれに対する技術提案参加者からの応答の時間を設ける。

ウ 説明方法

Web会議形式で実施する。Web会議の実施に当たって必要となる設備は、原則として受託者が用意すること。また、本県は原則、仮想ブラウザ経由でインターネットへ接続しており、アプリやプラグインのインストールはできないため、Web会議を開催する際には留意すること。

対面での説明を希望する場合は、令和7年3月17日(月)午後5時までに下記連絡先宛てに電子メールで連絡すること。

電子メールアドレス: saitekika@pref.okayama.jp

エ 説明者

説明者は、3名以内とする。

6 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

令和7年度ICTガバナンス支援業務提案評価基準（別紙2）に基づき、上記5による書類の内容及びプレゼンテーションの内容により得点が最も高かった者を委託候補者に選定する。

なお、委託候補者に選定されたか否かについては、令和7年3月31日（月）までに郵送またはメールにより通知する。

(2) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

(5) 本委託業務は令和7年4月1日に契約を締結することとする。また、契約の締結は、当該事業に係る予算が岡山県議会において議決されることが条件となる。

7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記4の(2)のイの期限までに所定の参加申込書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記5の(1)のアの提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 見積書が、上記1の(4)の条件を満たさないとき。
- (4) 提案者が、上記5の(2)に規定する説明を行わなかったとき。
- (5) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (6) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (7) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、説明会時における補足説明資料の配布については、この限りでない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案に関する説明（プレゼンテーション）に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定に必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 委託候補者決定後、内容について一部調整する場合がある。
- (9) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 暴力団排除に係る誓約書

落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

- (11) 本件に基づく契約の契約金額に係る消費税額及び地方消費税額の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。
- (12) 技術提案書の説明について、本県と提案者の協議の上、日程及び場所を変更しても差し支えない。